

鳥取県告示第670号

平成19年鳥取県告示第220号（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について）の一部を次のように改正し、平成21年11月6日から施行する。

平成21年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日	条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
略				略			
鳥取県港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）	第11条	占用工事等完了届	〃	港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）	第7条	占用工事等完了届	〃
	第12条	住所等変更届	〃		第8条	住所等変更届	〃
	第13条	許可行為廃止届	〃		第9条	許可行為廃止届	〃
鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）	第3条第1項	係留施設使用許可申請	〃	鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）	第3条第1項	港湾施設の使用等の許可申請書	〃
		小型船舶係留施設使用許可申請	〃			係留施設使用許可申請書	〃
		港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可申請	〃			上屋使用許可申請書	〃
		船舶給水施設使用許可申請	〃			船舶給水許可申請書	〃
		荷役機械使用許可申請	〃				
		港湾施設工作物設置許可申請	〃				
略				略			
略				略			

